

SBI グローバル・バランス・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

・本ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

・本ファンドは主として投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

・株式及び債券の資産配分比率は当初、債券 60%、株式 40%を基本とします。

なお、各資産クラスの国・地域別投資比率は、リスク・リターン最適化等を考慮の上、決定するものとします。また、株式及び債券の資産配分比率は原則として年に1回、市況見通しの変化等により、基本とする配分比率に対して±20%の範囲で見直しを行う場合があります。その場合には、各資産クラスの国・地域別投資比率を変更する場合があります。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

・市場の変動により、株式及び債券の資産配分比率または、各資産クラスの国・地域別投資比率が想定から乖離した場合は、原則として3カ月に1回、基本とする比率へ戻す調整を行います。

・当初設定時に組入れた投資対象ファンドは、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たな投資対象ファンドを組入れる場合があります。

・投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。

・為替変動リスクの低減を目的として、債券運用部分については為替ヘッジを行います。

・本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

・投資対象ファンドの選定及び投資比率については、「ウエルスアドバイザー株式会社」の投資助言を受けます。

・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

・別に定める上場投資信託証券(ETF)および投資信託証券を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

・株式への直接投資は行いません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2018年10月4日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

・ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき等には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

原則として、毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBIグローバル・バランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(202001_2412)

SBI グローバル・バランス・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

9. 信託報酬

- ・ファンドの日々の純資産総額に年 0.209% (税抜：0.19%) を乗じて得た額とします。
- ・運用管理費用(信託報酬)の配分は下記のとおりとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)		年 0.209% (税抜:0.19%)
内訳	委託会社	年 0.077% (税抜:年 0.07%)
	販売会社	年 0.11% (税抜:年 0.10%)
	受託会社	年 0.022% (税抜:年 0.02%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.0485%程度
実質的な負担※2		年 0.2575% (税込)程度

投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

※1. 2024年12月末日現在の投資比率で運用された場合の信託報酬率(年)であり、実際の組入れ状況により変動します。また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。

※2. 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

10. 信託報酬以外のコスト

- ・組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、都度ファンドから支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示できません。
- ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期間末または信託終了のときファンドから支払われます。なお、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

1円以上1円単位

12. お申込み価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

- ・毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- ※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日に該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
- なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBI グローバル・バランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(202001_2412)

SBI グローバル・バランス・ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

・確定拠出年金制度上、運用益は非課税です。

19. 損失の可能性

・基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

・解約価額×保有口数

※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 311 号

加入協会/一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理業務等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【価格変動リスク】

・一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
 ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
 ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

【信用リスク】

・一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から大きく下落(価格がゼロになることもあります。)することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

・外貨建て資産へ投資する場合には、円建て資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、本ファンドにおいて、債券部分は原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行いますが、債券部分の投資対象ファンドが投資する米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。

【カントリーリスク】

・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

【流動性リスク】

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
 ・一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBI グローバル・バランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(202001_2412)